

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																						
長崎歯科衛生士専門学校		昭和59年3月31日		宮口 巖		〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3番19号 (電話) 095 -848 -5002																						
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																						
一般社団法人 長崎県歯科医師会		平成25年4月1日		宮口 巖		〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3番19号 (電話) 095 -848 -5311																						
分野	認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																					
医療	医療専門課程		歯科衛生士科		平成6年文部科学省 認定		—																					
学科の目的		歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、歯科疾患の予防及び歯科診療の補助に貢献できる歯科衛生士を育成する																										
認定年月日		平成30年3月27日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																				
3	年	昼間	3110	1250	45	990	0	825																				
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数																				
150人		106人		0人		7人		104人																				
学期制度	■学年始: 4月 1日 ■夏 季: 7月21日～8月31日 ■冬 季: 12月24日～1月 7日 ■学年末: 3月20日～4月 7日				成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学科試験及び実習並びに平素の成績により評定し、1科目100点満点として、60点以上を合格とする																					
長期休み	■学年始: 4月 1日 ■夏 季: 7月21日～8月31日 ■冬 季: 12月24日～1月 7日 ■学年末: 3月20日～4月 7日				卒業・進級 条件		学業成績、出席状況等について評定の上、校長が教務委員会 の議を経て、学科課程を履修した者の卒業を認定する																					
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 学業成績・生活指導において個人面談及び保護者面談を実施し、改善に向けて支援を行う。また、必要に応じてスクール カウンセラーによるカウンセリングも行う				課外活動		■課外活動の種類 無 ■サークル活動: 有																					
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和2年度卒業生) 歯科診療所 ■就職指導内容 学生の希望及び適性を考慮しながらの個人面談実施、求人 情報の提供や助言、面接前の歯科医院見学実施 ■卒業生数 31 人 ■就職希望者数 30 人 ■就職者数 30 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 96.77419355 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 2 年度卒業生に関する 令和3年5月1日 時点の情報)				主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報) <table><tr><td>資格・検定名</td><td>種</td><td>受験者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>歯科衛生士免許</td><td>②</td><td>31 人</td><td>29人</td></tr><tr><td>歯科医療事務管理 士技能検定試験</td><td>③</td><td>4人</td><td>4人</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③の いずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得す るもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 特になし		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士免許	②	31 人	29人	歯科医療事務管理 士技能検定試験	③	4人	4人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																									
歯科衛生士免許	②	31 人	29人																									
歯科医療事務管理 士技能検定試験	③	4人	4人																									
中途退学 の現状	■中途退学者 4 名 ■中退率 4 % 令和2年 4月 1日時点において、在学者106名 (令和2年4月 1日入学者を含む) 令和3年 3月31日時点において、在学者102名 (令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学的主要原因 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 クラス担任による個人面談やスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。保護者との連絡・三者面談の実施																											
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 学業・人物ともに優秀な者に対して、より一層の学業成果と意欲の向上を図ることを目的とした本校独自の特待生制度。半期授業料の一部 または全額を免除する。(各学年最大7名まで) ■専門実践教育訓練給付: 令和2年度給付対象 ※令和2年度実績 10人 ■高等教育の修学支援新制度: 給付対象 ※令和2年度実績 12人 ■民間の評価機関等から第三者評価: 無																											
第三者による 学校評価																												
当該学科の ホームページ URL	http://www.ndhs.ac.jp/																											

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

歯科衛生士の育成にあたり、長崎県歯科医師会・長崎県歯科衛生士会・長崎大学病院など各団体との連携を図り、授業内容・実習内容などについて連絡や協議を行い、地域保健・医療・福祉の担い手としての歯科衛生士の育成を目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会の中で、本校の教育課程に対して提言等を行う。教育課程編成委員からの提言については教務委員会で協議し、次年度以降の教育課程の編成に活かしていく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
松尾 信	一般社団法人 長崎県歯科医師会 専門学校委員会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	①
井村憲二	一般社団法人 長崎県歯科医師会 専門学校委員会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	①
浅田 隆	あさだ歯科医院 院長	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	③
山口芳輝	一般社団法人 長崎県歯科医師会 医療管理委員会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	①
角 忠輝	長崎大学歯学部総合歯科臨床教育学	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	②
田中朝子	一般社団法人 長崎県歯科衛生士会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	①
道下富美子	一般社団法人 長崎県歯科衛生士会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	①
田中靖彦	長崎歯科衛生士専門学校副校長	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	
岩永正憲	長崎歯科衛生士専門学校教務部長	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	
小林泰子	長崎歯科衛生士専門学校教務主任	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、**企業等委員の場合には**、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (8月、2月または3月)

(開催日時(実績))
第1回 令和2年8月24日 19:33～20:30
第2回 令和3年3月24日 19:40～20:20
0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
歯科衛生士教育コアカリキュラムと国家試験出題基準を比較し、内容をチェックしてはどうか、との意見より、前記比較表を作成し、これをもとにシラバスを作成してもらうよう講師へ依頼した。到達目標もより具体的に記載しているので、学生にもわかりやすいシラバスが出来上がった。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針			
歯科診療所、病院、保健所高齢者施設などにおいて口腔衛生の改善や口腔機能の維持・向上によって生命維持や健康増進につながることを理解する。またチーム医療における歯科衛生士の役割を学ぶ。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容			
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記			
実習内容については実習手帳記入やレポート提出を行い、実習機関へは評価表の提出を依頼し、その意見を反映させることで実習内容の向上へつなげている。			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	
臨床・臨地実習	各診療科の専門性を活かした実習ができ、病棟における入院患者に必要な口腔ケアを学ぶ。	長崎大学病院	
臨床・臨地実習	障害者歯科診療における歯科衛生士の役割や専門的能力を学ぶ。	長崎県口腔保健センター歯科診療所	
臨床・臨地実習	地域歯科保健・母子保健における歯科衛生士の役割を学ぶ。	長崎市保健所	
臨床・臨地実習	歯科衛生士業務の基本を学び、かつ医療や在宅の場での訪問歯科診療の補助について学ぶ。	角町歯科医院	
臨床・臨地実習	高齢者に必要な歯科衛生士業務の他、生活に必要な要介護者の食事介助等の技術を学び、高齢者とのコミュニケーションを図る。	社会福祉法人長崎厚生福祉団 介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森	
3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針			
常勤教職員の研修においては、教育の質の向上を図り、教育内容を充実させるため、歯科医学に関する学会及びや全国歯科衛生士教育協議会等が主催する研修会に積極的かつ計画的に参加し、教員としての資質及び指導力の向上に努める。			
(2)研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名「生活習慣病予防（特定保健指導—食生活改善指導担当者研修）コース」（連携企業等：日本歯科衛生士会）			
期間：令和3年1月9日（土）～2月20日（土） 対象：歯科衛生士科 教員1名			
内容：歯科衛生業務において、生活習慣病予防の相談指導は重要な業務であり、医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識や技術を習得することが必要である。医師、歯科医師、保健師、看護師より健康教育やメタボリックシンドロームと口腔保健等を学び、研修内容の共有を図った。			
研修名「2020年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ(Web開催)」（連携企業等：全国歯科衛生士教育協議会）			
期間：令和2年12月18日（金）～28日（月） 対象：歯科衛生士科 教員6名			
内容：「科学的根拠に基づいた口腔環境の診断と治療(EBOH)」明海大学 渡部 茂教授/「歯周病はどのように全身の健康を脅かすのか？」新潟大学大学院 山崎和久教授 Web開催ではあったが、当学科専門分野の知識向上に繋がった。			
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名「日本歯科衛生学会 第15回学術大会(誌上開催)」（連携企業等：日本歯科衛生学会）			
期間(誌上開催)：8月10日発行日本歯科衛生学会雑誌Vol.15 No.1 対象：歯科衛生士科 教員7名			
内容①：広げよう！つなげよう！笑顔を支える輪—新たな時代の歯科衛生士の役割— 「認知症によりそう歯科衛生士のまなざし」松本診療所ものわすれクリニック 松本一生理事長			
内容②：大学・短期大学における臨床実習を考える 「医療系教育における臨床実習」東京歯科大学短期大学 鳥山佳則学長/「歯科衛生士教育における臨床実習」東京医科歯科大学大学院 荒川真一教授/「訪問歯科診療と歯科衛生士への期待」東京医科歯科大学大学院 戸原 玄教授他 誌上開催となったが、当学科専門分野の指導力の修得および知識向上に繋がった。			
研修名「第11回日本歯科衛生教育学会 学術大会(Web開催)」（連携企業等：日本歯科衛生教育学会）			
期間：令和2年12月18日（金）～28日（月） 対象：歯科衛生士科 教員7名			
内容：「コロナに負けない免疫力をつけるためのフッ化物応用」東京歯科大学 眞木吉信名誉教授/「死を前にした人にあなたは何かができますか？」めぐみ在宅クリニック 小澤竹俊院長 誌上開催となったが、新たな時代の歯科衛生士の役割を学び、当学科専門分野の指導力の修得および知識向上に繋がった。			
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名「長崎県歯科衛生士卒後学術研修会(Web開催)」（連携企業等：長崎県歯科医師会・長崎県歯科衛生士会）			
期間：令和3年9月12日（日） 対象：歯科衛生士科 教員7名			
内容：「なるほどなっとく！防ぎ守るDH むし歯と歯周病を許さない！」大阪大学大学院歯学研究科 天野敦雄教授			
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名「日本歯科衛生学会第16回学術大会(Web開催)」（連携企業等：日本歯科衛生学会 日本歯科衛生士会）			
期間：令和3年9月18日（土）～30日（木） 対象：歯科衛生士科 教員7名			
内容：「新しい日常を支える口腔健康管理—歯科衛生士の独占業務と多職種連携—」鶴見大学 花田信弘名誉教授/「歯科衛生士が知っておくべきCOVID-19の知識」東京歯科大学 市川総合病院 寺嶋 毅教授/「歯科衛生士教育における臨床実習」東京歯科大学短期大学 鳥山佳則学長/「災害歯科保健—東日本大震災から10年間の実践とこれからの方向性—」等			
研修名「第12回日本歯科衛生教育学会 学術大会(Web開催)」（連携企業等：日本歯科衛生教育学会）			
期間：令和3年12月17日（金）～24日（金） 対象：歯科衛生士科教員			
内容：「多様化する社会を見据えた歯科衛生教育」※演者未定			

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会では、自己評価や活動報告等に対してご意見を伺い、学校運営の改善や教育活動に活かしていく。評価内容についてはホームページなどで公開する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・学校教育目標
(2)学校運営	学校経営方針
(3)教育活動	教育活動・社会人基礎力
(4)学修成果	教育課程・学習指導・生活指導
(5)学生支援	相談・進路・特待生・奨学金
(6)教育環境	施設・設備の管理・教育環境・情報の管理
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の順守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献活動
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

国家試験合格率高さ、就職率100%はアピールポイントになるので、今後も継続できるよう努力する。また、18歳人口の減少に伴い、学生募集に関して何かPRの方法を考えなくてはならない。また、歯科衛生士不足の状況で早期離職がないよう対策を考える必要がある。このような課題について取り組みたい

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
浅田 隆	あさだ歯科医院	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	関連業界
山口芳輝	やまぐち歯科クリニック	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	関連業界
角 忠輝	長崎大学歯学部総合歯科臨床教育学	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	関連業界
田中朝子	一般社団法人 長崎県歯科衛生士会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	職能団体
道下富美子	一般社団法人 長崎県歯科衛生士会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	卒業生
田中桂之助	長崎県信用保証協会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	企業等委員
山下俊夫	山下・川添総合法律事務所	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ 4月と10月)
URL: <http://www.ndhs.ac.jp>
公表時期: 令和3年4月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

講師会や臨床実習講師会を開催し、教育内容や学生指導について意思の疎通を図り、幅広い意見交換や情報提供を行うことにより、教育の充実を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要・沿革、教育目標、年間計画、学校行事
(2)各学科等の教育	カリキュラム
(3)教職員	担当科目、担当学年、研修
(4)キャリア教育・実践的職業教育	接遇作法、医療事務管理士技能認定試験、臨床実習
(5)様々な教育活動・教育環境	小・中学校におけるブラッシング指導、歯の衛生週間イベント参加、クラブ活動
(6)学生の生活支援	個人面談、相談
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金(年2回分納)、本校独自の特待生制度、日本学生支援機構
(8)学校の財務	本校の財務状況
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法
(ホームページ)
URL: <http://www.ndhs.ac.jp>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士科) 令和2年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			生物学	進展がめざましい生命科学について、基礎的な知識を習得し、それを通して生物、ヒトを科学的に捉え、さらに生命について深く考える態度を身につける。	1 前	30	2	○			○			○	
2	○			化学	現代科学技術の基本となるもので、物質の本態とその変化を十分に理解し、それら物質や変化が歯科の臨床にどのように利用されているか知る。	1 前	30	2	○	△		○			○	
3	○			心理学	心理学の意義や研究領域から、自分自身や他者、人間関係に興味・関心を持ち「心理学」が身近な学問であることの理解とその知識を日常生活に活かす。	1 前	30	2	○	△		○			○	
4	○			倫理学	人間や社会組織の行為の善し悪しや正当性を評価する。特に医療倫理、生命倫理に焦点を絞り、日常生活や医療の場で、命(いのち)をどのように扱うのが適切かを考える。	1 後	15	1	○	△		○			○	
5	○			行動科学	患者さんと良好なコミュニケーションを築くために構造化連想法に基づいたヘルスカウンセリング法の基礎を身につけ、自分自身の素直な気持ちと、相手を大切に思う気持ちを持って行動できる医療人を育てる。	2 後	20	1	△	○		○			○	
6	○			歯科英語	歯科医療について必要な用語を学び、外国の歯科関係文献で、最新情報を得るためにも読解力を身につける。	1 前	30	2	○	△		○			○	
7	○			解剖学	ヒトの体の構造および機能について理解する。	1 前	30	2	○			○			○	
8	○			組織・発生学	人体を構成する細胞や組織の形態的特徴とはたらき、また組織・器官・人体が形成されてくるまでの過程(発生)について学ぶ。	1 前	20	1	○			○			○	
9	○			生理学	人間が生きていくために細胞内または生体内で行われている生命現象を機能の面から学ぶ。 人間の健康を維持するために必要な細胞ならびに器官の正常時の活動について学ぶ。	1 前	20	1	○			○			○	
10	○			生化学	生命の基本になっている細胞の構造や基本物質の代謝について学習する。	1 後	15	1	○			○			○	
11	○			口腔解剖学 (含歯型彫刻)	ヒトの口腔周囲の構造(歯の形態を含む)について理解する。 石膏棒を彫刻して歯の模型を作製することで、歯の形態の立体的な理解を深める。	1 後	45	3	○	△		○			○	
12	○			口腔組織学	歯と歯周組織の発生・構造・機能について学ぶ。 主に光学顕微鏡で見た歯の発生過程と歯牙の構造およびそれを支える周囲の組織構造について学ぶ。	1 後	20	1	○			○			○	
13	○			口腔生理学	全身の生理と共通の法則に従っていること、口腔の機能がいかにかに営まれているか、口腔機能として「食べる・飲む」、「感じる」、「話す」、「意思表示する」、「動かす」について学ぶ。	1 通	20	1	○			○			○	
14	○			口腔生化学	口腔領域を構成する物質の性質や石灰化のメカニズムについて学習する。	1 後	15	1	○			○			○	

15	○		病理学	病理学総論としての授業で、全身に共通して発生する基本的な病態の概念と全身のいろいろな臓器においてどのように疾患を作っていくか、肉眼像・組織像(顕微鏡像)を併用し、視覚的にも理解する。	1 前	20	1	○			○		○	
16	○		口腔病理学	病理学で解説した基本的な病態の知識をもとにして、口腔病変の肉眼像や組織像(顕微鏡像)を供覧しながら、口腔領域の様々な疾患を個別に理解する。	1 通	20	1	○			○		○	
17	○		薬理学	生体に対して薬物を投与したときの生体側の反応(薬理作用)を知り、薬物を安全かつ有効に病気の治療に使用するための基本と、薬理作用が現れるメカニズム(作用機序)を学ぶ。	1 後	15	1	○			○		○	
18	○		歯科薬理学	薬理学の延長線上で、各種疾患との関連性を学ぶ。特に歯科臨床でよく使われる薬物に関しては、歯科的術式と関連付けながら理解する。	2 前	15	1	○			○		○	
19	○		微生物学	微生物についての全般的な生物学的理解を深め、病原微生物について病原性に関わる因子や感染成立の要件とそれを排除する生体側の機構(生体防御機構)について理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
20	○		口腔微生物学	歯科領域の二大疾患といわれるう蝕と歯周病の発症について関連深い口腔微生物について学習し、それを踏まえて歯科治療と消毒法、滅菌法の意義を理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
21	○		口腔衛生	歯科疾患の予防の基礎としての知識を身につける。	1 前	30	2	○			○		○	
22	○		公衆歯科衛生(含歯科衛生統計)	公衆歯科衛生活動の基礎的な知識について理解し、歯科衛生士に期待されている予防活動について理解を深める。	2 前	45	3	○	△		○		○	
23	○		衛生学・公衆衛生学	健康の概念・予防の重要性を理解し、環境・地域社会・国際社会での問題について学習する。	1 通	30	2	○			○		○	
24	○		衛生行政・社会福祉	歯科に関連した衛生行政・社会福祉の基礎について学習し、歯科保健・医療・福祉の現場で歯科衛生士が担う役割を理解する。	2 後	30	2	○			○		○	
25	○		歯科衛生士概論(含医療倫理)	歯科衛生士業務を有効に展開するために必要な態度・取組と専門知識を理解し、医療従事者としての理論的思考法の基礎を学習する。	1 前	30	2	○	△		○		○	○
26	○		歯科臨床概論	歯科衛生士として専門知識を円滑に習得できるよう、歯科医学、臨床を概論的に学ぶ。	1 前	30	2	○		△	○	○	○	○
27	○		保存修復学	歯の硬組織欠損の抑制、修復について科学知識および技術体系を学び、特に修復材料の特性・用途・取り扱いにおける歯科衛生士の担う役割を理解する。	2 前	20	1	○			○		○	
28	○		歯内療法学	歯の硬組織疾患から続発して起こる歯髄および根尖性歯周疾患を対象とし、その予防と治療を行うもので、各疾患の原因・分類を把握し、疾患と治療法を関連づけて理解させる。	2 前	20	1	○		△	○		○	
29	○		歯周治療学	エビデンスに基づいた歯周治療の技術と、実際の臨床例を用いて歯周治療を理解しながら知識を身につける。	2 前	30	2	○		△	○		○	
30	○		歯科補綴学	歯科補綴学の概要と、一般的補綴治療について学ぶ。	2 前	20	1	○			○		○	

31	○		矯正歯科学	不正咬合による障害と矯正治療の意義を理解し、矯正器具の管理やブラッシング指導などの患者管理についての知識を学ぶ。	2 後	20	1	○		△	○			○	
32	○		口腔外科学	口腔領域における疾患の診断と治療の概要を幅広く把握し、口腔外科処置や手術における歯科衛生士の役割や業務についても習得する。	2 前	30	2	○			○			○	
33	○		小児歯科学	小児歯科学の基本と小児の特性を十分に理解して、小児歯科診療の補助ができるようにする。	2 通	30	2	○			○			○	
34	○		障害者歯科疾患論	障害者歯科医療における歯科衛生士の役割や業務について理解する。	2 後	20	1	○			○			○	
35	○		高齢者歯科疾患論	高齢者の全身および精神的な特徴を把握し、歯科臨床においての適切な対応や口腔保健管理について習得する。	2 後	15	1	○			○			○	
36	○		歯科口腔放射線論	歯科放射線学の概要と基礎について理解する。	2 前	15	1	○		△	○			○	
37	○		う蝕・歯周予防処置法	歯科衛生士の主要業務の根幹となる歯科予防処置の基礎的な知識と手技を修得する。	1 2 通	240	6	△	△	○	○		○	○	
38	○		口腔保健管理法（継続管理）	歯科衛生士が患者に対し、継続的に指導するうえで必要な情報収集力・分析力・観察力を身につける。	3 通	30	2	△	△	○	○		○	○	
39	○		保健指導（含訪問歯科保健指導）	歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎知識と技法を習得し、臨床および公衆衛生活動に対応する能力を身につける。在宅療養者に関わる職種との連携を図りながら、その場に応じた歯科保健指導ができる能力を身につける。	1 2 3 通	240	6	○	△	△	○		○	○	
40	○		栄養指導	栄養の基本知識・食品の知識・国民の健康と栄養の現状・国民健康づくりにおける食生活改善の取り組みなどについて学ぶ。	2 前	45	3	○	△		○			○	
41	○		歯科診療補助法	歯科診療補助について内容を理解し、患者への配慮をしながら、スムーズに補助できる手技を身につける。	1 2 通	240	6	△		○	○		○	○	
42	○		臨床検査・救急蘇生法	歯科医療における臨床検査、歯科麻酔および患者管理について学ぶ。なお、歯科麻酔の一領域であるペインクリニックについても、顎関節症や舌痛症を例に、医療面接、診察、検査、診断、管理の一連の流れを理解する。	2 通	30	2	○			○			○	
43	○		医療事務Ⅰ	医療保険制度の概要、歯科医療保健の現状を理解し、問診表・カルテ・日計表・レセプトの実務も学ぶ。	2 後	15	1	○			○			○	
44	○		医療事務Ⅱ	医師と患者との信頼関係の始まりであるコミュニケーションの手段としての言葉と対応の基本的作法を身につける。	3 後	15	1	○	△		○			○	
45	○		歯科材料	歯科材料ならびに機械・器具の基本的性質に関する情報を学び、標準的使用法の背景の理解を通して、材料的確な取り扱い技法を習得する。	1 後	30	2	○			○			○	
46	○		感染予防学	全ての臨床業務のベースにある感染予防について、その概念・実際の取り組み法を理解し、安全な医療を提供できる知識と能力を取得する。	2 後	15	1	○		△	○			○	

47	○		臨床実習 臨地実習	歯科衛生士業務に必要な歯科予防処置、歯科保健指導、歯科診療補助等の基本技術の学びを深め、実体験を通して専門的能力を習得する。さらに、医療従事者としての基本姿勢や倫理規範を学び、コミュニケーション能力をも高める。	2 3 通	1034	22			○		○	○	○	○
48	○		総合歯科学	国家試験に関連した項目を中心とし、歯科全般の知識を深める。	3 後	120	4	○	△		○		○	○	
49		○	医療情報処理 技術	パソコンとインターネット・セキュリティの基礎知識を習得する。 正しいタッチタイピングの習得とWord・Excel・PowerPointの基礎知識・スキルを身につける。 集計表・プレゼンテーション等、仕事で使える応用力を磨く。	1 2 通	45	3	△		○	○			○	
50		○	摂食機能訓練 法	摂食・嚥下障害の概要と摂食機能訓練法の基礎、リハビリテーションの意義、目的を充分理解し、臨床の場で生かせる技術と知識を習得する。	2 通	30	2	○		△	○			○	
51		○	リハビリテ ーション概論	リハビリテーションの歴史や障害発生から医学的・社会的リハビリテーションに至るまでの内容を体系的に理解する。	2 前	20	1	○		△	○			○	
52		○	隣接医学	全身疾患と口腔領域との関連を理解するために、歯科診療に隣接した基礎的医学知識を理解する。	3 前	30	2	○			○			○	
53		○	看護学概論	看護の概念と基本的看護技術を学ぶことにより、歯科衛生士の担う役割と医療の中の看護の必要性を理解する。	2 前	30	2	○		△	○			○	
54		○	介護技術	高齢者や障害者および訪問治療を行う在宅患者に対応するときの身体的・精神的特徴の理解と介助技術を習得する。	3 前	30	2	△		○	○			○	
55		○	コミュニケーション学	英会話・手話・接遇作法より選択し、状況に応じたコミュニケーション力を養う。	2 通	30	2	△	△	○	○			○	
56		○	芸術	華道・茶道・美術・書道より選択し、一般教養を身につける。	1 後	30	2	△		○	○	△		○	
合計				56 科目	単位時間(125 単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
教務委員会の議を経て、当該学年の科目を履修した者を進級させ、卒業は、学科課程を履修した者に校長より認定する。 また、科目ごとに筆記試験または実技試験を実施し、合格基準に満たした場合を履修とする。		1 学年の学期区分	2期
		1 学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。